

負担限度額等新旧対比

【旧:令和7年9月診療分まで】

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※〉	
2割	一 般Ⅱ		6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% 又は18,000円のいずれか低い方	57,600円 〈44,400円※〉
1割	一 般Ⅰ		18,000円	57,600円 〈44,400円※〉
	住民税非課税等	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円



【新:令和7年10月診療分から】

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※〉	
2割	一 般Ⅱ		18,000円	57,600円 〈44,400円※〉
1割	一 般Ⅰ		18,000円	57,600円 〈44,400円※〉
	住民税非課税等	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※ 診療月を含めた直近12 か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。